

再処理施設
廃棄物管理施設
MOX燃料加工施設
ウラン濃縮加工施設

設工認申請に係る対応状況（案）

令和3年2月5日



日本原燃株式会社

設工認申請以降の主な対応

設工認申請以降の主な対応

2020年12月24日に再処理施設、MOX燃料加工施設、ウラン濃縮加工施設の設工認を申請し、以下の**3つのグループ**に分類し、説明を開始した。

【説明スケジュール】

グループ	2021年				備考
	1月	2月	3月	4月	
グループ① (P5～P25) 基本設計方針の共通項目 (再、M、濃) 基本設計方針の個別項目 (再、M) 添付書類の共通事項 (再、M) 添付書類の計算書等の個別事項 (耐震に係る事項を除く) (再、M)		本日 ▼ 			設工認作成に係る設備選定、基本設計方針、仕様表、添付書類の記載範囲の整理を説明後、技術的なポイントについて説明。
グループ② (P26～P28) 耐震に係る事項の基本設計方針・添付書類 (再 (機電設備)、M (建物))					耐震設計の基本方針を説明後、建物・構築物、機器・配管系のそれぞれの技術的なポイントについて説明。
グループ③ (P29～P32) 濃の基本設計方針の個別項目・添付書類					三事業の共通事項はグループ①で説明し、濃の個別事項について説明。

再：再処理施設
 M：MOX燃料加工施設
 濃：ウラン濃縮加工施設

設工認申請以降の主な対応

2020年12月24日に再処理施設、MOX燃料加工施設、ウラン濃縮加工施設の設工認を申請した。
設工認申請後のこれまでの対応を以下に示す。

<再処理施設>

- 2020年12月24日 第1回設工認変更申請
- 2021年 1月26日 補足説明開始（機器耐震関係）
- 2021年 1月28日 補足説明（今後の補足説明スケジュール説明：三事業）
- 2021年 2月 2日 補足説明（機器耐震関係）
- 2021年 2月 5日 補足説明（分割申請計画、設工認対象設備等に関する説明）

<MOX燃料加工施設>

- 2020年12月24日 第1回設工認変更申請
- 2021年 1月26日 補足説明開始（建物耐震関係）
- 2021年 1月28日 補足説明（今後の補足説明スケジュール説明：三事業）
- 2021年 2月 5日 補足説明（分割申請計画、設工認対象設備等に関する説明）

<ウラン濃縮加工施設>

- 2020年12月24日 第4回設工認、2A後半分遠心機更新設工認申請
- 2021年 1月28日 補足説明（今後の補足説明スケジュール説明：三事業）
- 2021年 1月27日 補足説明開始（設工認の全体概要（第1回～5回の各申請範囲等））
- 2021年 2月 8日 補足説明（本文（仕様表・主要設備リスト）の変更前後の記載根拠等）
申請後の対応事項、今後の補足説明における論点を次頁以降で説明する。

グループ① 共通事項

分割申請計画

全体計画と申請書の構成

分割申請計画、全体計画と申請書の構成

【指摘事項】

- 第1回～3回の説明ではなく、実際の申請書の数に応じた全体計画の説明をすること。
- 全体計画概要に共用する設備があるが、共用の考え方と申請のタイミングの記載が現状では不十分である。
- 全体申請概要の記載と申請書の記載が大差なく、代表的な設備の記載しかない。そのため、申請されるべき設備がすべて含まれているか、その網羅性を全体計画でどのように示すかが不明確である。
- どのような設備があって、網羅的に申請が計画されているかが不明確である。よって、全体計画の記載が不十分であるため、申請回次ごとの設備がわかるよう修正の上、再度提示すること。
- 実用炉の申請実績も踏まえて申請書における全体計画の記載を拡充すること。
(12月24日コメントと同じ)

【対応状況】

資料：共通02 設工認申請対象設備の抽出について

- 第1回～3回申請の8分割に対する分割申請の考え方をp8～15に示す。
- 申請対象設備の選定においては、すでに認可を得ている発電炉を参考に、事業変更許可申請および過去の設工認の記載内容も踏まえて抽出した。
- ただし、抽出した申請対象設備に対して8分割の中のどの単位での申請となるかについては現在整理中である。

設工認申請の考え方（再処理 1 / 2）

当社 4 事業全体で効率的な申請となるよう申請の時期及び分割の考え方を整理。

○第 1 回申請

- 新規基準の初回申請となることから、コンパクトにし、申請書の形式や技術基準の共通条文への対応方針等を説明することで、その後の申請につなげる。
（安全冷却水B冷却塔）

○第 2 回申請（申請数が5本となるため、2-1～2-5として整理）

① 2-1（1項変更）、2-2（2項変更）

- 工事工程を考慮し、認可後工事の工事期間を確保する必要がある重大事故対処設備を設置する主要 6 建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）に設置する設備および関連する設備
- 工事工程を考慮し、認可後工事の工事期間を確保する必要がある設備
（安全冷却水 A 冷却塔）
- 2021年度下期から計画しているガラス溶融炉の検査に係る設備
- MOX燃料加工施設の工事工程を踏まえ、MOX燃料加工施設の第 2 回申請に併せて申請する必要がある設備（貯蔵容器搬送用洞道等）
- 隣接建屋の影響を考慮する必要がある建屋

○第2回申請（続き）

② 2-3（1項変更）、2-4（2項変更）

廃棄物管理施設のしゅん工に向けて、2-1、2-2の認可よりも早く認可を取得する必要があることから、廃棄物管理施設のしゅん工に係る以下の設備を申請対象とする。

- 廃棄物管理施設と共用する設備
- 廃棄物貯蔵設備（第2低レベル廃棄物貯蔵建屋（第1貯蔵系））の共用に伴い、運用管理上必要となる設備

③ 2-5（1項変更）

今後、事業変更許可申請を行う予定の廃棄物貯蔵設備（第2低レベル廃棄物貯蔵設備（第1貯蔵系））の共用に係る設備

○第3回申請（申請数が2本となるため3-1（1項変更）、3-2（2項変更）として整理）

- 事業変更許可申請を行う予定の有毒ガスへの対応に係る設備
- 設計に時間要する設備（火災防護設備、溢水防護設備、化学薬品防護設備）
- 第1回申請および第2回申請以外の設備

設工認申請の考え方（MOX燃料加工建屋）

○第1回申請

- 新規制基準の初回申請となることから、コンパクトにし、申請書の形式や技術基準の共通条文への対応方針等を説明することで、その後の申請につなげる。（燃料加工建屋）

○第2回申請

- 建設工事の工程を踏まえ、洞道、地下階の先入れ機器として液体廃棄物の廃棄施設、気体廃棄物の廃棄施設（ダクト等）、核燃料物質の貯蔵施設等
- 火災防護設備の窒素ガス消火装置、グローブボックス消火設備、延焼防止ダンパ
- 気体廃棄物の廃棄施設等の設計基準対象施設と兼用する重大事故等対処施設
- 外部衝撃の評価対象を考慮し、気体廃棄物の廃棄施設と同様に外部衝撃の評価対象となる非常用電源設備等

○第3回申請

- 設計進捗を踏まえ重大事故の発生を仮定するグローブボックス、関連する火災防護設備の感知設備
- MOX燃料加工施設として設置、配備する設備（放射線管理施設、照明設備、通信連絡設備等）、外部放出抑制設備、代替火災感知設備等の重大事故等対処施設

○第4回申請

- 再処理と共用する設備（設計基準対象施設（混合酸化物貯蔵容器等）
重大事故等対処施設（緊急時対策所、水供給設備等））

設工認申請の考え方（ウラン濃縮加工施設）

○第1回申請

- 分析ダクト損傷に対する復旧工事に係る核燃料物質の検査設備、中央操作棟

○第2回申請

- ディーゼル発電機制御盤の火災に対する復旧工事に係る非常用電源設備、補助建屋

○第3回申請

- 設備及び機器を収納する建物、老朽化による設備更新が必要な自動火災報知設備、今後使用しない設備である金属胴遠心機等の撤去、使用を継続する新型遠心機等

○第4回申請

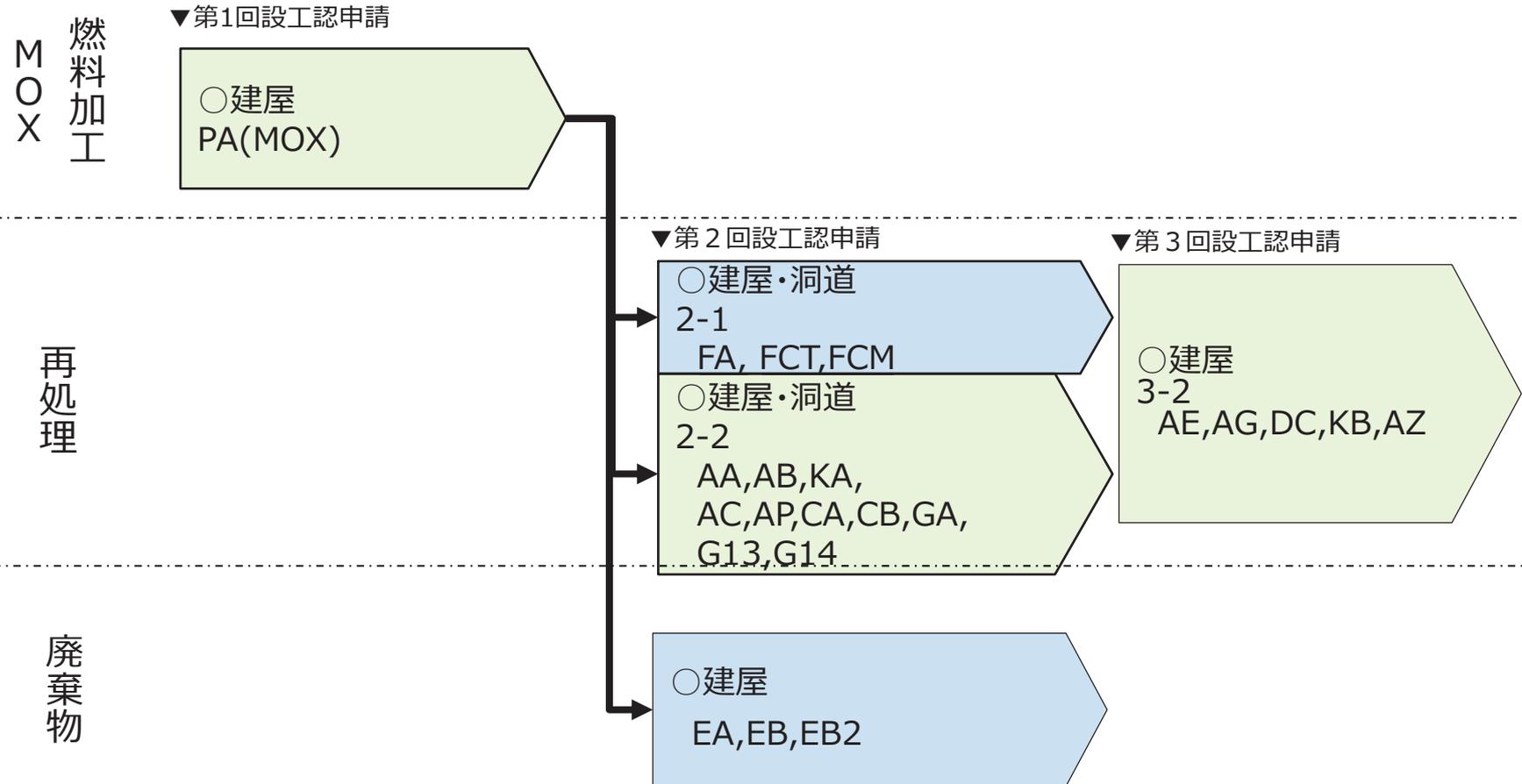
- 第3回申請の申請設備の接続先であり耐震補強工事、設備更新工事を行うUF₆処理設備
- 負圧維持等の観点から先行して工事を行う気体廃棄物の廃棄設備
- 設置から20年以上経過しており更新が必要な非常用電源設備の無停電電源装置、直流電源設備
- 伝送多様化工事等を先行して行うモニタリングポスト等

○第5回申請

- 第1回～第4回申請以外の設備、施設全体に係る評価

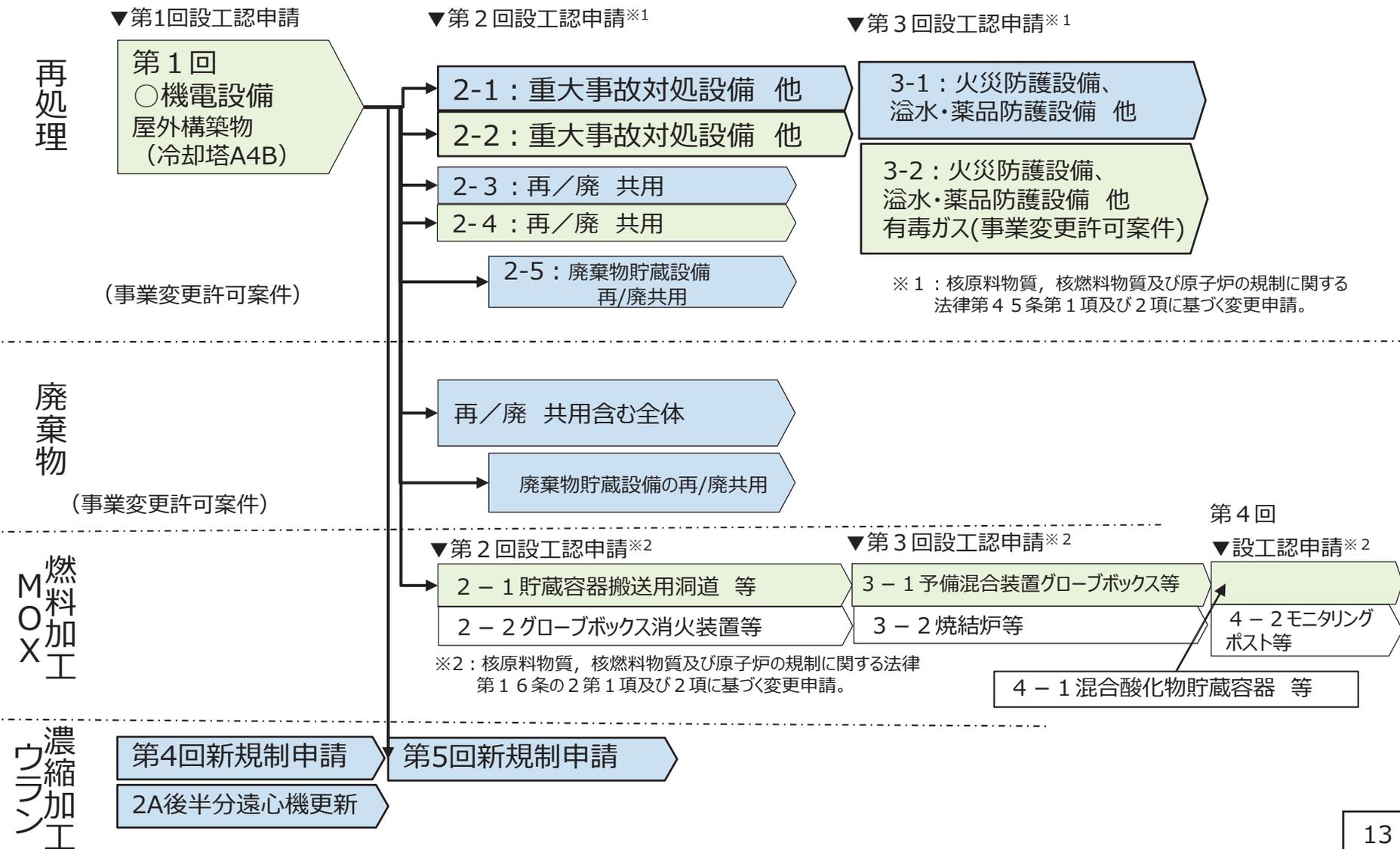
設工認申請の全体計画概要（建屋）

初回申請で、燃料加工建屋を申請後、機電設備に合わせて、順次建物の申請を行う。



設工認申請の全体計画概要（機電）

初回申請で、冷却塔(A4B)を申請後、申請実績を踏まえ順次申請を行う。



申請回次と建屋等の関係（再処理 1 / 2）

建屋名		第1回申請	第2回申請					第3回申請	
			重大事故等対処の主要建屋等		廃棄物管理施設共用		廃棄物貯槽設備		
			1項変更	2項変更	1項変更	2項変更	1項変更	1項変更	2項変更
前処理建屋	AA	-	-	●	-	-	-	-	-
分離建屋	AB	-	-	●	-	-	-	-	-
精製建屋	AC	-	-	●	-	-	-	-	-
低レベル廃液処理建屋	AD	-	-	●	-	-	-	-	-
ハル・エンドピース貯蔵建屋	AE	-	-	-	-	-	-	-	●
制御建屋	AG	-	-	-	-	-	-	-	●
分析建屋	AH	-	-	●	-	-	-	-	-
保健管理建屋	AM	-	-	-	●	●	-	-	-
主排気筒管理建屋	AP	-	-	●	-	-	-	-	-
北換気筒管理建屋	AQ	-	●	-	●	●	-	-	-
試薬建屋	AR	-	-	-	-	-	-	-	●
緊急時対策建屋	AZ	-	-	-	-	-	-	-	●
主排気筒	A1	-	-	●	-	-	-	-	-
北換気筒	A2	-	●	-	●	-	-	-	-
低レベル廃棄物処理建屋換気筒	A3	-	-	-	-	-	-	-	-
安全冷却水A冷却塔	A4A	-	-	●	-	-	-	-	-
安全冷却水B冷却塔	A4B	●	-	-	-	-	-	-	-
ウラン脱硝建屋	BA	-	-	-	-	-	-	-	●
ウラン酸化物貯蔵建屋	BB	-	-	-	-	-	-	-	●
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	CA	-	-	●	-	-	-	-	-
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	CB	-	-	●	-	-	-	-	●
低レベル廃棄物処理建屋	DA	-	-	-	-	●	-	-	-
第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	DB	-	●	-	-	●	●	-	-
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	DC	-	-	-	-	-	-	-	●
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	FA	-	●	-	●	-	-	-	-

申請回次と建屋等の関係（再処理 2 / 2）

建屋名		第1回申請	第2回申請					第3回申請	
			重大事故等対処の主要建屋等		廃棄物管理施設共用		廃棄物貯槽設備		
			1項変更	2項変更	1項変更	2項変更	1項変更	1項変更	2項変更
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	FA	—	●	—	●	—	—	—	—
使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	FB	—	●	—	●	—	—	—	—
使用済燃料輸送容器管理建屋	FC	—	●	—	—	—	—	—	—
第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	FD	—	—	—	—	—	—	●	—
第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	FD2	—	—	—	—	—	—	●	—
安全冷却水系冷却塔A,B	F1A,B	—	—	—	●	—	—	—	—
非常用電源建屋	GA	—	—	●	—	—	—	—	—
ボイラ建屋	GB	—	●	●	●	●	—	—	—
ユーティリティ建屋	GC	—	●	●	●	●	—	—	—
開閉所	G1	—	—	—	●	—	—	—	—
工業用水等ポンプ建屋	G6	—	●	—	●	—	—	—	—
ディーゼル発電機設備用燃料油受入・貯蔵所	G7	—	—	—	—	●	—	—	—
冷却塔A,B	G10A,B	—	—	●	—	—	—	—	—
第2開閉所	G11	—	—	●	—	—	—	—	—
第1保管庫・貯水所	G13	—	—	●	—	—	—	—	—
第2保管庫・貯水所	G14	—	—	●	—	—	—	—	—
高レベル廃液ガラス固化建屋	KA	—	—	●	—	—	—	—	—
第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	KBE	—	—	—	—	—	—	—	●
燃料加工建屋	PA	—	—	—	—	—	—	—	●
環境管理建屋	X1	—	●	●	—	—	—	—	—
洞道	—	—	●	●	—	—	—	—	—
放射線管理施設（屋外）	—	—	●	●	●	●	—	—	—
竜巻防護対策設備	—	●	—	●	—	—	—	—	●
火災防護設備	—	—	—	—	●	—	—	●	●
溢水防護設備	—	—	—	—	—	—	—	●	●
化学薬品防護設備	—	—	—	—	—	—	—	●	●

設備選定

設備選定に係る指摘事項（1 / 3）

【指摘事項および回答】

- 設備の内訳にある“式”の数が設備リストの数と一致していないのではないか。
(確認結果)

1/14審査会合資料の記載		リスト確認結果	指摘に至った原因
種類	数量(式)	数量 (式)	
配管（可搬型除く）	221	221 ----- 「配管」：102式 「主配管」：103式 「海洋放出管」：1式 「建屋内空気中継配管」：1式 「異材接手」：4式 上記5機種を合計し211式とした	「異材接手」のように機器名称に「配管」を含まないものも配管に分類していたが、その旨を説明していなかったことが原因である。
			他にも同様に、当社が対象とした機器名称を説明していなかったことが原因である。
計	773	773 ----- リストで単位欄が“式”の機器（リストの行数だと765行）について、それぞれの「数量」欄の値を合計し773式とした	当社が単位を“式”で表す設備の数量のカウントの仕方（「数量」欄の値が“2”や“4”のものはその値を加算）を説明していなかったことが原因である。

設備選定に係る指摘事項（2 / 3）

【指摘事項および回答】

- 申請書の設備リストのSA・SA以外・DBの選定の仕方があやまっているのではないか。また、重複している行があるのではないか。

（確認結果）

リストにおいて以下の機器を確認した：

- SA区分が「常設」なのにSA条文が「－」となっている機器
- SA区分が「－」だが、SA条文に「○」がついてる機器
- DB区分が「－」だが、DB条文の一部に「○」「△」がついている機器
- 「施設区分」、「設備」、「設備又は系」、「系」、「機器名称」、「設置場所」等
が同じ機器

上記には、誤りによるものと、表現が分かりにくかったものがあり、修正を行うこととする。

設備選定に係る指摘事項（3 / 3）

【指摘事項】

- MOX・再処理・濃縮すべてについて補足説明資料で説明できるようにすること。
- そもそも漏れのない申請を行うという点で機器数を提示しているものであるので、数量・名称だけでなく網羅的であるとの説明をすること。

【対応状況】

2/5のヒアリングにおいて補足説明資料を用い以下のとおり、設工認申請対象設備の抽出および分類のプロセスに基づき網羅性の説明を行った。

- 設工認申請対象設備は事業変更許可および既認可設工認の全設備を対象している。
- 技術基準への適合性および主流路の考え方を整理し、事業変更許可および既認可設工認の全設備について「仕様表に記載するもの」と「基本設計方針で示すもの」を分類している。

今後の対応として、各施設区分ごとに代表系統・設備を選定し、効率的に適合性の説明を行っていく。

基本設計方針、仕様表、 添付書類の記載内容

基本設計方針、仕様表、各説明書で記載すべき事項（1 / 3）

【指摘事項】

- 全体計画の中で、設備に対応する基本設計方針の記載内容も分割も考え方とリンクするので整理すること。また、全体計画では各基本設計方針をどのタイミングで申請するかも含めて提示すること。
- S A 設備等の基本方針の記載が申請書にあるが、申請対象設備になっているのであれば添付が不十分である。申請書の記載の取り扱いについて整理すること。（基本設計方針はSA設備の記載もあるが、添付書類の記載が不十分）

【対応状況】

- 申請対象設備ごとの申請回次を整理した。第1回～3回の申請回次としているが、炉規制法第45条第1項、第2項に係る変更申請、共用に係る変更申請を分割するため、再処理施設として8分割の申請を予定しており、各回次で対象となる建屋との関連性を整理した。また、申請対象設備に対して8分割の中のどの単位での申請となるかについては現在整理中。8分割ごとの申請対象設備の考え方をp8～15に示す。
- 共通項目に係る基本設計方針は、第1回に全て申請を実施。しかし、第1回申請対象設備を安全冷却水B冷却塔、竜巻防護対策設備等に限定したため、基本設計方針と申請対象設備の関係が不明確なものが存在することとなった。このため、第1回の申請対象設備に直接関係しない基本設計方針については、削除する方針に変更する。

基本設計方針、仕様表、各説明書で記載すべき事項（2 / 3）

【指摘事項】

- 基本設計方針の変更前は既認可の内容以外の内容も記載されている。このため、変更前と既認可の内容との差異の考え方を今後、説明すること。

【対応状況】

- 基本設計方針の変更前後の記載については、すでに認可を得ている発電炉における記載方法を参考に、新規基準の要求により、過去の設計方針から記載事項に変更が生じるものは「変更後」に記載する等、記載の考え方を整理した。

【指摘事項】

- 設工認作成要領どおりに申請書が作成されていない部分（設計確認値が記載されていない等）があることから、精査すること。

【対応状況】

- 設工認申請書で適切ではない表現を発見した場合は、リストで管理する対応としている。特に、設計確認値については、安全冷却水 B 冷却塔および竜巻防護対策設備で記載がないことを確認した。このため、設工認作成要領に従い、「ポンプ、熱交換器、容器等の容量、熱交換器等の伝熱面積及びJIS配管を除く配管等の厚さ」に対し、設計確認値および公称値を記載する修正を行う。

基本設計方針、仕様表、各説明書で記載すべき事項（3 / 3）

【指摘事項】

- 基本設計方針、仕様表、添付書類の記載範囲の整理が不十分であることから、記載方針を整理すること。（基本設計方針に仕様や評価式が記載されているが、本来は仕様表に記載するべきではないか。）

【対応状況】

- 基本設計方針については、事業変更許可申請書との整合を示すことを目的に、基本設計方針の記載の一部に具体的な仕様や評価式を記載して申請した。
- 今回、基本設計方針、仕様表、各説明書に記載すべき事項の整理を行い、基本設計方針は、詳細設計に展開する基本的な設計方針を記載する等の整理を行った。

外部衝擊

外部衝撃の進捗について

分割申請の考え方、ならびに、「安全審査時に設工認で確認するとしたもののうち詳細に説明する必要があるもの」および「詳細設計のうち詳細に説明する必要があるもの」を論点として整理し、2月5日のヒアリングで説明した。

竜巻の論点整理

事業変更許可を踏まえた主な説明事項		朱記は設工認審査における論点	
事業変更許可申請時の説明項目	許可時の対応方針	設工認における詳細説明項目	設工認申請での対応状況
・設計荷重（竜巻）にて考慮する荷重及び許容限界	・積雪による荷重を組み合わせる。	・積雪荷重と組み合わせ評価の実施	・積雪荷重として、観測値の極値に係数を考慮した荷重を考慮する。
	・空気密度は1.22 kg/m ³ とする。	・空気密度の設定の妥当性①	・空気密度は1.22 kg/m ³ とする。
	・規格・規準等による許容応力度等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。	・許容値の設定の妥当性②	・規格・規準等に準拠した許容限界として、許容応力状態IVASを想定した許容限界を設定する。
・屋外の竜巻防護対象施設の設計方針	・2系列の冷却塔に対して竜巻防護対策設備を設置し、安全機能を損なわない設計とする。	・冷却塔および飛来物防護ネットの強度評価における評価対象部位の妥当性③	・冷却塔に飛来物防護ネットを設置することし、冷却塔及び飛来物防護ネットが竜巻に対して十分な強度を有することを確認した。

設工認申請における主な説明事項と申請書の関係 事業変更許可を踏まえた論点（青文字）及び詳細設計の中で生じた論点（朱記）と論点が記載された申請書を下表に示す。

竜巻		申請書		詳細説明項目	
共通		本文	基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> ・空気密度の設定の妥当性① ・許容値の設定の妥当性② ・評価対象部位の妥当性③ 	論点 （安全審査時に設工認で確認するとしたもののうち詳細に説明する必要があるもの）
冷却塔	架構	添付書類	VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書		
	機器取付けボルト		V-別添1-1-1-2 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-別添1-2 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書		
	配管		論点（詳細設計のうち詳細に説明する必要があるもの（発電炉と異なる評価方法））		
飛来物防護	架構		V-別添1-3 竜巻防護対策設備の強度計算の方針 V-別添1-4 竜巻防護対策設備の強度計算書		
	飛来物防護ネット			<ul style="list-style-type: none"> ・BRL式の等価直径 d の算出方法（外周が等価な円への置き換え） ・飛来物防護ネットの構造（評価対象部位） ・鋼製枠を設けない飛来物防護ネットの評価手法 	
	飛来物防護板				

主な説明事項に対する補足説明資料を作成しており、構造の詳細説明や論点の明確化を行っている。今後、各項目に対する詳細説明予定。

グループ②
耐震（建物，機器・配管系）

耐震（建物・構築物） ～今回の設工認審査における主な説明項目～

- 事業者が考える主な説明項目に関する説明状況を以下に示す。

<主な説明項目>

主な説明項目		先行実績	説明状況
サイトの特徴を踏まえた項目	地震応答解析に用いる地盤モデルの設定	有	2月2日のヒアリングで説明を実施。地盤物性の設定に係る、ボーリング柱状図、P S 検層結果等の地盤情報が不足していたことから、これらのデータを拡充した上で、技術的事項の説明を引き続き実施していく。
	液状化に対する考え方	有	2月2日のヒアリングで説明を実施。地下水排水設備について設計上の要求される機能等の整理が不足していたことから、地震前後において設計上の地下水位を維持することを前提に要求機能及び申請上の取り扱いを整理した上で、技術的事項の説明を引き続き実施していく。
	建屋埋込効果	有	2月2日のヒアリングで説明を実施。地盤との接触の有無の判断の考え方及び各建屋の側面ばねの算定手法等の整理が不足していたことから、これらの事項を整理した上で、技術的事項の説明を引き続き実施していく。
	隣接建屋の影響	有	2月2日のヒアリングで説明を実施。隣接建屋の影響確認の評価プロセスが不明確であったことから、対象施設の考えた等を整理した上で、技術的事項の説明を引き続き実施していく。
新規制基準における要求事項	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ	有	2月10日のヒアリングにおいて、事業者の基本的な考え方の説明を実施。引き続き、技術的事項の説明を実施していく。

耐震（機器・配管系）～初回設工認申請の審査における主な説明項目～

<主な説明項目>

主な説明項目		先行実績	説明状況
網羅性	評価部位及び応力分類の網羅性について	有	<ul style="list-style-type: none"> 1月19日、2月9日のヒアリングにおいて、安全冷却水B冷却塔、主配管の評価部位、応力分類の網羅性、その他として対象範囲の全体像、後次回を含めた主な説明項目の考え方について説明を行った。
評価条件	「 S_s の床応答曲線の加速度を係数倍した評価用床応答曲線 S_d 」と「弾性設計用地震動 S_d から作成した床応答曲線 S_d 」について	無	<ul style="list-style-type: none"> 1月26日のヒアリングにおいて、係数倍した評価用床応答曲線の扱いについて議論を行い、先行炉と同様に弾性設計用地震動S_dにて評価を行うことの説明を行った。 後次回申請設備については、弾性設計用地震動S_dによる評価結果にて申請を行う。
評価内容	機器の類型化に対する分類の考え方について	無	<ul style="list-style-type: none"> 今後のヒアリングの中で機器の類型化の説明を行う。説明にあたっては、第1回申請範囲だけではなく、後次回申請範囲を含めた類型化全体像の説明を行う。
	配管類の類型化に対する分類の考え方について	無	<ul style="list-style-type: none"> 今後のヒアリングの中で配管類の類型化の説明を行う。説明にあたっては、第1回申請範囲だけではなく、後次回申請範囲を含めた類型化全体像の説明を行う。

グループ③
ウラン濃縮加工施設

ウラン濃縮加工施設の設工認の補足説明の状況

- ウラン濃縮加工施設の設工認については、仕様表、添付説明書を中心に5回に分けて一通りの補足説明を終える。なお、基本設計方針等の全社に係る内容は全社共通のグループ①で説明する。
- 1回目（2021年1月27日）に、「認可済の第1～3回申請」、「今回以降の第4、5回申請」、「今回の2A後半新型遠心機更新の申請」とそれ以外の申請の対象範囲、境界等の説明を実施し、今後、技術基準への適合性を踏まえた分割申請の考え方等のコメント回答を実施。
- 2回目（2021年2月8日予定）及び3回目に、仕様表、主要設備リストの変更前後の記載の根拠を説明。
- 4回目及び5回目に、変更後の適合性について、添付説明書の補足説明を実施。

濃縮個別グループ③の説明対象

○仕様表、主要設備リスト、添付説明書

グループ③の説明の流れ

主な説明内容

【1回目】
許可に基づく
設工認の全体の説明

【全体説明】
・事業変更許可申請書の工事計画で示した申請全体の計画と今回の申請との関係を明確化する。
・事業変更許可申請書に基づき申請する対象設備を明確化する。

【2回目】
本文（仕様表、主要設備リスト）の説明①

【濃縮施設】
・仕様表、主要設備リストの「変更前」、「変更後」の記載の根拠を明確化する。
・「変更後」の記載については、添付説明書、図面との関係を示し、今後、添付説明書で適合説明が必要な内容を明確化する。

【3回目】
本文（仕様表、主要設備リスト）の説明②

【廃棄、非常用、放管、その他施設】
・同上。

【4回目】
添付説明書の説明①
（臨界、火災等）

【臨界、火災、強度等】
・添付説明書のうち臨界、火災、強度等について、上記（2回目、3回目）で抽出した「変更後」の内容の適合を説明するとともに、各評価の既認可との整合、変更点等の詳細を説明する。

【5回目】
添付説明書の説明②
（警報、放管等）

【警報、放管、安全機能】
・添付説明書のうち警報、放管等について、上記（2回目、3回目）で抽出した「変更後」の内容の適合を説明するとともに、安全機能の環境条件等を整理する。

全社共通グループ① の説明対象

- 基本設計方針
- 工事の方法
- 準拠規格及び基準
- 品質マネジメントシステム
- 許可との整合性

ウラン濃縮加工施設の設工認の補足説明（1回目：2021年1月27日）

グループ③の 説明の流れ

【1回目】
許可に基づく
設工認の全体の説明

【2回目】
本文（仕様表、主要設
備リスト）の説明①

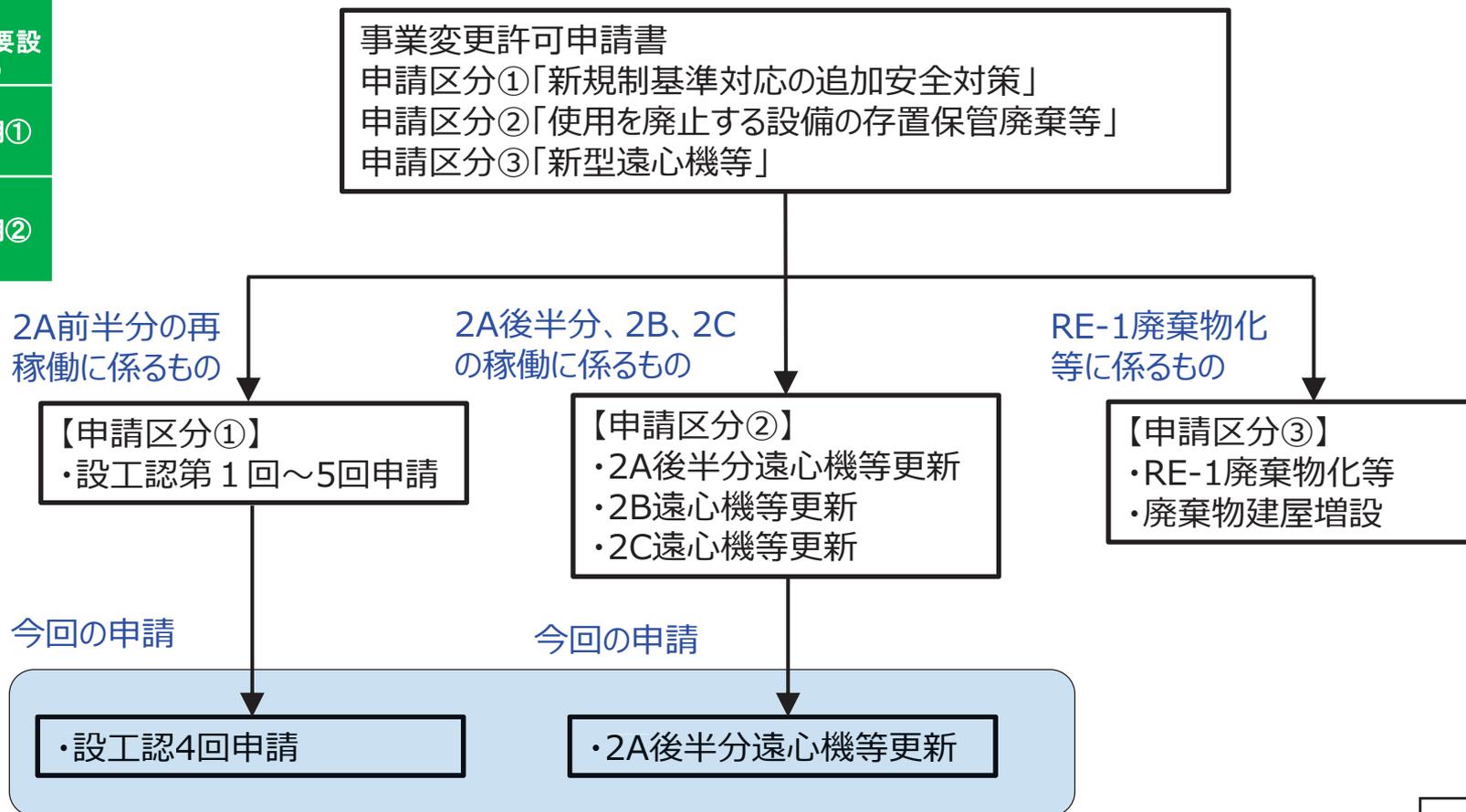
【3回目】
本文（仕様表、主要設
備リスト）の説明②

【4回目】
添付説明書の説明①
（臨界、火災等）

【5回目】
添付説明書の説明②
（警報、放管等）

【申請の全体計画】

- ウラン濃縮加工施設においては、事業変更許可申請書（平成29年5月17日付け原規規発第1705174号）に示す工事計画（申請区分①～③）に基づき、設工認を申請する計画。
- 今回は、申請区分①のうち設工認4回申請、③のうち2A後半分遠心機等更新の2件の設工認を申請。



ウラン濃縮加工施設の設工認の補足説明（2回目：2021年2月8日）

グループ③の 説明の流れ

【1回目】
許可に基づく
設工認の全体の説明

【2回目】
本文（仕様表、主要設
備リスト）の説明①

【3回目】
本文（仕様表、主要設
備リスト）の説明②

【4回目】
添付説明書の説明①
（臨界、火災等）

【5回目】
添付説明書の説明②
（警報、放管等）

【仕様表、主要設備リストの説明】

- ①仕様表、主要設備リストの「変更前」、「変更後」の記載の根拠を明確化する。（手順1）
- ②「変更後」の記載については、添付説明書、図面との関係を示し、今後、添付説明書で適合説明が必要な内容を明確化する。（手順2）
- ③上記の整理結果を踏まえ、技術基準に係る変更点を中心に添付説明書等の補足説明を順次実施していく。

確認 手順	概要	資料			
		設工認申請書		エビデンス等	
手順 1	・「変更前」、「変更後」の記載項目とエビデンスとなる既設工認、許可、設計図書を紐付けし、整理することで、記載項目の根拠を明確化する。	①主要設備リスト	「変更前」の記載内容	「変更後」の記載内容 ← 手順1 →	a. 既認可設工認の記載（写し） b. 事業変更許可申請書の記載（写し） c. 設計図書の記載（写し）
		②仕様表	「変更前」の記載内容	「変更後」の記載内容 ← 手順1 →	
手順 2	・「変更後」の記載については、添付説明書、図面との関係を示し、今後、添付説明書で適合説明が必要な内容を明確化する。	①各添付説明書	変更に伴う適合説明 ↓ 手順2 ↓		
		②各図面	変更に伴う図面 ↓ 手順2 ↓		